



令和5年度第3回相模原地域地域医療構想調整会議 資料6

協議：地域医療連携推進法人の認定について

1 地域医療連携推進法人制度とは

平成27年9月の医療法改正（同29年4月2日施行）により創設

<趣旨>

- 医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、質の高い医療を効率的に提供するとともに、介護との連携も図りながら、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築することを目的とする。

<仕組み>

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定（医療連携推進認定）する

2 地域医療連携推進法人の形態

<法人形態>

- 一般社団法人
- 参加法人（社員）として、病院等の医療機関を開設する医療法人及び個人等や、介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う社会福祉法人等の非営利法人及び個人が参加

<地域エリアのイメージ>

- 二次保健医療圏程度
※圏域を跨いでも構わない

地域の医療機関等が連携し、
企業でいうホールディングス
を形成していくイメージ

- 令和5年4月1日時点で全国に34法人 ※厚生労働省HPによる
うち県内では、**さがみメディカルパートナーズ（H31年度設立）**
横浜医療連携ネットワーク（R2年度設立）

参考 地域医療連携推進法人さがみメディカルパートナーズ

法人呼称	一般社団法人さがみメディカルパートナーズ
代表者の氏名	服部 智任
主たる事務所の所在地	神奈川県海老名市河原口1519
連携区域	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村
医療連携推進業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療、介護従事者の共同研修および相互交流 (2) 医療事故や感染症発生、災害発生等の緊急時における情報共有および相互支援 (3) 医療の質の向上に資する事業 (4) 検査機器、情報機器の共同利用 (5) 医薬品、医療材料、医療機器の共同購入の調整 (6) 患者、利用者の送迎一元化 (7) 給食サービスの共同利用 (8) 診療機能の分担と強化 (9) 前各号に附帯する一切の業務
参加法人	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス、医療法人社団神愛会、医療法人博清会、社会福祉法人ケアネット、医療法人社団哺育会、医療法人社団医誠会

参考 地域医療連携推進法人横浜医療連携ネットワーク

法人呼称	一般社団法人横浜医療連携ネットワーク
代表者の氏名	新納 憲司
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市神奈川区入江2丁目19番地
連携区域	横浜市
医療連携推進業務の内容	(1) 病床融通等医療機能の連携 (2) 医療関係者の資質向上を図るための共同研修および交流 (3) 医薬品、医療材料、医療機器等の共同交渉・共同購入 (4) 災害発生時や緊急事態発生時の病床融通や人的・物的交流等の対応力強化 (5) 前各号に附帯する一切の業務
参加法人	医療法人財団慈啓会、医療法人社団 鵬友会、医療法人正永会、医療法人社団成仁会、公立大学法人横浜市立大学、公益財団法人横浜勤労者福祉協会

3 地域医療連携推進法人の主な業務目的

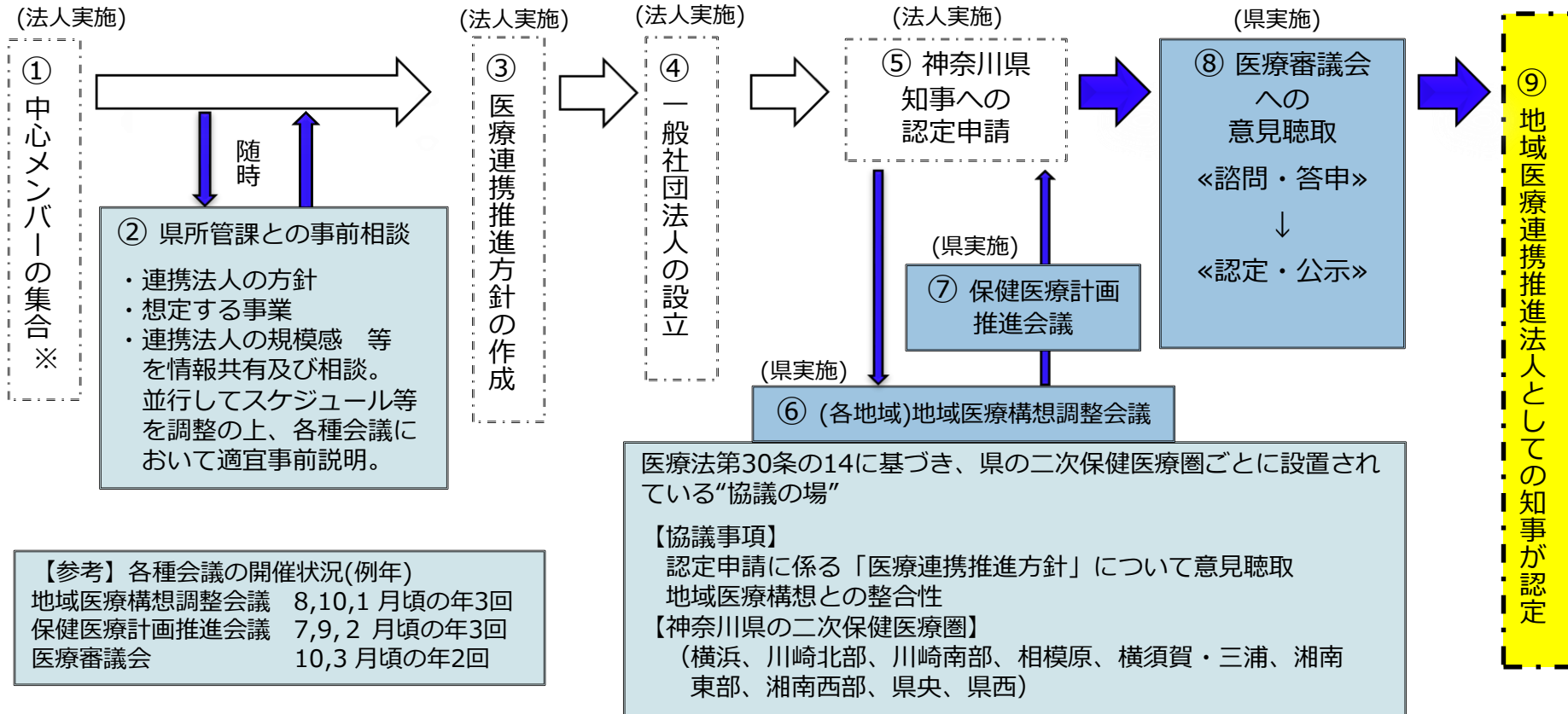
＜主な医療連携推進業務＞

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人への資金の貸付け、債務の保証及び基金の引受け
- ・ 医療機関の開設（医療機関相互間の連携の推進に資するものに限る。）
- ・ 医師、看護師等の人事交流
 - * 病床過剰地域においても参加法人同士又は同一参加法人内で病床融通可能。
 - * 参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、一定条件下で、資金の貸付け、債務の保証及び基金引受者の募集が可能。

4 認定までの事務手続きの流れ①

【制度の趣旨】 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を推進するため、平成29年度より「地域医療連携推進法人」の制度を創設
 地域の医療機関、介護施設等が連携して参画し「医療連携推進業務」等を展開
〈メリット〉 参加法人間での病床融通、人材融通、ノウハウ・資金の融通などが可能となる。

○事務手続きの流れ



※ 参加法人は原則非営利法人 (例) 病院・診療所の医療法人、介護事業等のその他非営利法人

4 認定までの事務手続きの流れ②

- (1) 地域WGでの意見交換
- (2) 地域合意
- (3) 参加医療法人の確定
- (4) 医療連携推進方針の確定
- (5) 定款を確定したうえでの、一般社団法人の設立
- (6) 知事への認定申請
- (7) 地域医療構想調整会議での意見聴取（8月、11月、2月の3回）
- (8) 保健医療計画推進会議での議論（7月、9月、3月の3回）
- (9) 医療審議会での諮問（10月、3月の2回）
- (10) 医療審議会での答申を踏まえ県知事が地域医療連携推進法人として認定

5

(新規) 地域医療連携推進法人の概要

法人呼称	一般社団法人相模の国メディカルケアネットワーク
代表者の氏名	渡邊 光康氏
主たる事務所の所在地	神奈川県相模原市緑区大島1752番地
連携区域	相模原市
医療連携推進業務の内容	(1) 医療従事者の共同研修及び相互交流 (2) 災害発生等の緊急事態発生時の対応力強化
参加法人	医療法人財団 愛慈会 (相和病院) 医療法人社団 さんりつ会 (そうわクリニック) 医療法人社団 はやぶさ (さがみはらファミリークリニック)

6 医療法人連携推進認定の主な基準①

<基本項目>

医療連携推進方針	<ul style="list-style-type: none">○医療連携推進方針には、次の内容を記載しなければならない。<ul style="list-style-type: none">・ 医療連携推進区域・ 参加法人等が当該区域において開設する病院等（参加病院等）の 機能分担及び業務連携に関する事項・ 当該事項の目標に関する事項・ 運営方針・参加法人等に関する事項
医療連携推進区域	<ul style="list-style-type: none">○医療連携推進区域は、構想区域と整合的になるように定めることが原則である。
機能分担及び業務連携に関する事項 (医療連携推進業務)	<ul style="list-style-type: none">○医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次のような業務であること。<ul style="list-style-type: none">・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修・ 医薬品、医療機器等の供給・ 参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集・ 病院等の開設（病院等相互間の連携の推進に資するものに限る。）等○医療連携推進方針において、<u>機能分担・業務連携の双方の観点</u>が、それぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。

6 医療法人連携推進認定の主な基準②

<主な基準項目>

参加法人等の数	<ul style="list-style-type: none">○病院等を開設する参加法人等の数が2以上であること。○病院等を開設する参加法人等の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の議決権の合計を超えるものであること。
議決権	<ul style="list-style-type: none">○社員は、各一個の議決権を有するものであること。 ただし、定款の定めで、次のいずれにも該当する場合は、この限りではない。<ul style="list-style-type: none">・医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。・社員が当該一般社団法人に提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。
役員	<ul style="list-style-type: none">○理事が3人以上及び監事が1人以上であること。○親族及びそれに類する特殊関係者が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと。○理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。
評議員	<ul style="list-style-type: none">○診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。○参加法人等が予算決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ意見を述べる当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。○連携推進方針に記載された目標に照らし、業務実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会等において意見を述べるすることができるものであること。

7 主な審査状況（1）

＜基本項目＞－【機能分担及び業務連携に関する事項(医療連携推進業務)】

基準	申請内容	審査のポイント	
<p>○医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次のような業務であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の資質の向上を図るための研修 ・医薬品、医療機器等の供給 ・参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集 ・病院等の開設（病院等相互間の連携の推進に資するものに限る。）等 <p>○医療連携推進方針において、機能分担・業務連携の双方の観点で、それぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。</p>	<p>①医療従事者の共同研修及び相互交流</p> <p>②災害発生時や緊急事態発生時の対応力強化</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>	<p>○記載されている業務は、質の高い医療の効率的な提供に資する、参加法人間の機能分担及び業務連携であるか。</p> <p>○記載されている業務は、地域において必要な医療を提供できる体制の構築に資する、参加法人間の機能分担及び業務連携であるか。</p> <p>○参加法人間での機能分担・業務連携の双方の視点が、十分に記載されているか。</p>	△

7 主な審査状況（2）

＜基準項目＞－【議決権】

基準	申請内容	審査のポイント	
<p>○社員は、各一個の議決権を有するものであること。 ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。</p> <p>ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。</p>	<p>○議決権総数を1000個とし、次のとおり配分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加法人枠として250個 ・「愛慈会」に250個 ・「さんりつ会」に250個 ・「はやぶさ」に250個 <p>○参加法人枠の議決権は、上記3法人を含む全参加法人に均等割で配分するものとする。</p>	<p>○「各一個の議決権を有する」配分でない中、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いとなっていないか。</p>	△

8 ご意見を伺いたい事項

- 医療連携推進業務について
 - ・ 質の高い医療の効率的な提供に資する、参加法人間の機能分担及び業務連携であるか。
 - ・ 地域において必要な医療を提供できる体制の構築に資する、参加法人間の機能分担及び業務連携であるか。
 - ・ 参加法人間での機能分担・業務連携の双方の視点が、十分に記載されているか。

- 社員の議決権について
 - ・ 差別的な取扱いとなっていないか。